

公益社団法人日本パークゴルフ協会商標使用承認に関する規程

(平成23年2月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）商標管理規程（平成23年2月24日制定。以下「管理規程」という。）第3条の規定に基づき、パークゴルフに関する商標の使用承認に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請)

第2条 商標（通称「クマゲラマーク・パッキー」。以下同じ。）の使用を希望するものは、商標使用申請書（別記様式1）を日本協会に提出しなければならない。

(審査)

第3条 商標の使用申請のあったもの（以下「申請物」という。）については、日本協会パークゴルフ認定審査委員会規程（平成23年2月24日制定）による審査委員会において、商標の使用の適格性について審査を経て承認する。

- 2 日本協会は、前項の規定により商標の使用を承認したときは、申請者に商標使用承認証（別記様式2）及び使用する申請物の申請数量に応じた「商標使用承認」シール（以下「承認シール」という。別記様式3）を交付する。
- 3 使用承認期間は、第6条第1号の規定により使用料を免除されたものを除き、1年を限度とする。ただし、第6条第2号に規定するものは3年とする。
- 4 承認された申請物に、デザイン、形状等の追加及び変更などを行った場合においても、第2条の例により変更申請を必要とする。

(承認シール)

第4条 承認された申請物には、商標使用承認の証として前条第2項に定める承認シールを貼付しなければならない。この場合において、申請物に直接貼付することが困難な場合は、パッケージ等に貼付することができる。

- 2 前項の承認シールは、日本協会用具認定に関する規程（平成23年2月24日制定）に基づくパークゴルフ用具の公認認定を受けたもの（以下「公認メーカー」という。）の申請による申請物については、当該申請物に承認シールと同様の表示をもってこれに代えることができる。

(使用料)

第5条 商標を使用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、承認シールの交付枚数により算定するものとし、別表のとおりとする。
- 3 前項の使用料は、承認シールの交付に合わせ、別に定める納付書により納期限までに納付しなければならない。

(免除)

第6条 次の場合は、使用料を免除する。

- (1) 管理規程第3条第1項第1号に定めるものであって営利目的でないもの
- (2) 第4条第2項に規定する公認メーカーの申請によるもの

(承認の取消し)

第7条 次の各号に該当するときは、商標の使用承認を取り消すものとする

- (1) 商標の使用目的が管理規程第3条の規定による日本協会諸規程等にしがわれないとき、または違反の事実が判明したとき
- (2) 商標使用料の支払い等その使用条件にしがわれないとき
- (3) 商標使用者が、日本協会の活動方針に反する行動を行ったとき
- (4) 申請内容に又は申請の際提出された申請物カタログ等と使用又は販売されている申請物の実態に相違があったとき
- (5) 使用又は販売されている申請物にパークゴルフ用品としてふさわしくない事実が発見されたとき
- (6) 変更申請を受けないとき
- (7) 承認シールを貼付せずに使用又は販売を行ったとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会クマゲラマーク使用承認に関する規程」（以下「国際協会規程」という。）を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、前項の国際協会規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成24年6月26日、第2回理事会改定)

この規程は、平成24年6月26日から施行する。

附 則(平成26年2月20日、第4回理事会改定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日、第3回理事会改定)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

別表 (使用料 第5条関係)

	分類の説明	申請物の例	計 算 式	使用料の率
1	コースの用品に関わるもの	ティーマーク ティーグラウンド 掲示板、カップ等	本体価格×率×売上数量 (使用料の率)	0.015
2	パークゴルフ用具専用の用品	クラブケース ボールケース その他スコア票等	本体価格×率×売上数量 (使用料の率)	同 上
3	パークゴルフ以外に使用が可能な用品	帽子、靴、靴下、手袋 衣服類等	本体価格×率×売上数量 (使用料の率)	同 上
4	その他の用品	旅行会社のパンフ・ 包装紙・パッケージ その他類するもの	1申請につき 15,000円	
5	上記区分 1、2、3、の申請にかかわる使用料の額が、4,500円未満のときは、一律4,500円とする。			

(別途消費税)